

平成28年12月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年12月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社えびす交通 代表者辻川孝明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 愛知県清須市春日中沼53番地 (東京営業所) 東京都あきる野市三内342-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 150日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成28年2月17日、平成28年2月26日、平成28年4月8日及び平成28年4月18日、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)運送引受書の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第2項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)交替運転者の配置義務違反(運輸規則第21条第6項)、(6)運行に関する状況把握体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(7)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第4項)、(8)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(9)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(10)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(11)運行指示書の保存義務違反(運輸規則第28条の2第2項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(13)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(14)事業用自動車内の運転者氏名等掲示義務違反(運輸規則第42条第1項)、(15)運行管理者に対する指導監督義務違反(運輸規則第48条の3)、(16)自動車に関する表示義務違反(運送法第95条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 15点 当該事業者の累積点数 15点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)